

令和2年第5回 千葉市選挙管理委員会定例会会議録

1 日 時	令和2年6月23日（火） 午前10時00分～午前10時40分					
2 場 所	千葉中央コミュニティセンター 8階 海鷗					
3 出席 委員	委員長	大野 雄子	委員	田部井 宏明		
	委員	松戸 敏雄	委員	小松 由紀子		
4 出席 書記	事務局長	石野 隆史	次長	清水 公嘉	主査	弘中 昭飛己
	主査	鈴木 健司				
5 議 題	報告第21号	千葉市及び各区選挙管理委員会委員長の選出について				
	報告第22号	文書図画の自主撤去依頼について				
	報告第23号	地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の人数について				
	報告第24号	模擬選挙の実施日程について				
	報告第25号	議会内会派の異動について				
	報告第26号	公職選挙法の一部改正について				
6 議事の概要	(1)議題 報告第21号 千葉市及び各区選挙管理委員会委員長の選出について (報告第21号について、報告があった。) 報告第22号 文書図画の自主撤去依頼について (報告第22号について、報告があった。) 報告第23号 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の人数について (報告第23号について、報告があった。) 報告第24号 模擬選挙の実施日程について (報告第24号について、報告があった。) 報告第25号 議会内会派の異動について (報告第25号について、報告があった。) 報告第26号 公職選挙法の一部改正について (報告第26号について、報告があった。) (2)その他 ①選挙に関連する報道等について ②次回委員会について 次回、令和2年第6回定例会は、7月21日（火）午後1時30分から開会することで決定した。					

7 会 議 経 過	(要約) 報告第22号について 松戸委員 「規格外の文書図画について、どのような点が問題であったのか。」 事務局 「昨年の選挙の際に選挙事務所に掲示していた看板が残置されていた等があった。」 田部井委員 「規格制限とは、常に必要な制限となるのか。」 事務局 「政治活動用事務所を表示する看板については、常時制限がかかる。また、選挙時には、これとは別に選挙事務所を表示する看板として大きなサイズの看板を掲示することができる。」 田部井委員 「今後は、常時、定期的に現地調査を実施していくのか。」 事務局 「現状はそこまでの必要はないと考える。引き続き、通報等があれば随時対応していく。」 大野委員長 「今回調査した場所は、すべて通報があった場所なのか。」 事務局 「通報は事務所での掲示ということだったので、以前に選挙事務所の届出があった場所も含めて調査を実施した。」 小松委員 「通報がなければ放置されていたのか。」 事務局 「事務局で全てを把握することは難しい面もある。」 報告第24号について 小松委員 「花見川区における実施予定が0校となっているが。」 事務局 「毎年、各小学校に募集案内を行っているが、今年度分については、花見川区内の小学校から応募はなかったものである。」 小松委員 「こちらから積極的に仕掛けていけば良い。大変有意義な取り組みだと思う。」 大野委員長 「小学校はまだ分散登校なのか。模擬選挙の実施にあたって、人との距離を空けるとか何かマニュアルなどがあれば安全に実施できると考える。」 事務局 「今現在は通常の登校になっているようである。模擬選挙の実施にあたっては、事前に学校と打ち合わせをしながら、対策を検討していく。」 大野委員長 「学校運営にあたって文部科学省からマニュアルが出ていると思うので、学校の方から指示事項等について示されるかもしれない。」 事務局 「学校と十分協議をしていく。投票記載台の間隔を空けるなど、何らかの対策を講じる必要があると考えている。」 報告第26号について 田部井委員 「立候補者の住所要件について、選挙管理委員会ですべて確認するのか。」 事務局 「立候補届出の際には、住所要件の真偽を確認することはできず、選挙管理委員会に調査権限もないため届出は受理せざるを得ない。その後、住所要件を有しないことが判明した場合、開票後に開く選挙会において被選挙権がないということで当選や得票が無効となることとなる。」 小松委員 「供託金が高いと、若い世代の立候補を抑制してしまうおそれがあると危惧している。」
-----------	--